

2021年6月7日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 永松 文彦 殿

東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム 301  
電話 03-6779-8382  
全国一般労働組合全国協議会  
中央執行委員長 平賀雄次郎

## 求人募集賃金引き上げの要請

昨年来のコロナ禍の中で、特に非正規雇用労働者、低賃金労働者の「命・暮らし・雇用」が危機にさらされています。貯蓄ゼロ世帯が単身では38%、二人以上世帯では23.6%など、コロナ以前から低所得者層の脆弱性が指摘されていましたが、コロナは、低所得者層により大きな打撃を与え、貧富の格差が拡大しています。こうした非正規労働者、低賃金労働者が困窮する中で、私たちは「全国一律の最低賃金1500円」の実現に取り組んできました。

日本の子どもの貧困率は2012年以降、16.3%から13.5%へと若干改善されてきましたが、コロナ禍の中で、再度悪化する可能性があります。日本の子どもの貧困率の特徴は、ひとり親世帯の貧困率が高いことにあります。日本のひとり親世帯は、世界で最も就労率が高いといわれていますが、最低賃金近傍で働くことが多いため、日本は、ひとり親世帯の貧困率が最も高い国の一つになっています。ひとり親世帯の貧困は子どもの貧困に直結します。将来を担う子どもたちの貧困を解消するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要になっています。

日本政府も批准しているILO131号条約、及び135号勧告は、最低賃金の水準を決定する基準の一つとして、「労働者及びその家族の必要をみたす」ことをあげています。日本の最低賃金法は、2007年に改正され、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう生活保護との「整合性に配慮する」とされましたが、比較すべき生活保護基準は若年単身者とされています。その比較をもとに、いわゆる生活保護との逆転現象は解消されたことになっていますが、ひとり親世帯等の家族を含む生活保護との比較では、何ら逆転現象は解消されていません。最低賃金が時給1500円になれば、政府の目標としている年間1800時間労働で、年収が270万円になります。この収入ではじめて、ひとり親世帯等を含む生活保護との逆転現象が真に解消されたということが出来ます。

現在の地域別最低賃金額は、最低で792円、最高で1013円で、差額は221円となっています。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとする、38,410円もの差が付き、年収では46万円もの差になります。格差の根拠については一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われていますが、都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっている一方、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはなくなってきました。地域別最低賃金の格差が、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させていることが問題視されています。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、全国一律の最低賃金制度が求められています。

コンビニの店舗数は全国で約5万5000軒、そこでは約100万人のパート・アルバイト等の非正規雇用労働者が働いており、コンビニスタッフの募集賃金は、地域におけるパート・アルバイト等の募集賃金の一つの指標になっています。こうした中、リクルートのジョブズリサーチセンターが公表した「2021年4月度アルバイト・パート募集時平均時給調査」によれば、首都圏、東海、関西の三大都市圏における全59職種の平均時給は1083円ですが、コンビニスタッフの時給は995円で、59職種中、最も低い金額となっています。

昨年2月に発表された経済産業省の「新しいコンビニのあり方検討会」の報告書は、『加盟店が疲弊し、事業の継続が困難となる事態が顕在化している』と指摘し、加盟店重視、オーナー重視という視点からのビジネスモデルの再構築が求められています。その中では、『加盟店が直面している最大の課題は人材の確保や定着である。加盟店の利益が伸びないことにより、従業員の賃金が最低賃金近傍にとどまり、他業種との比較において競争力のない水準にとどまっていれば、店舗の側で必要なスタッフを確保することは難しくなる』と指摘しています。また、『本部と加盟店のコスト分担のあり方を見直し、本部が人件費の上昇分を一部負担できる枠組を用意することが一部のチェーンによって検討されているが、こうした取組がさらに広がっていくことも期待される場所である』とも指摘しています。

御社を含む大手コンビニエンスストア本部が「加盟店重視、オーナー重視という視点から取引条件の改善」を決断し、地域のコンビニスタッフの賃金を大幅に引き上げることにすれば、地域全体の労働者の賃金引き上げや、最低賃金の議論にも影響を及ぼすことになります。そして、そのことが個人消費の改善に波及していくものとなります。

地域の賃金相場を牽引するコンビニスタッフの賃金を大幅に引き上げるためには、フラ

ンチャイズ加盟店のロイヤリティ、チャージ料の減額が必須です。フランチャイズ本部だけが利益を伸ばす一方、フランチャイズ加盟店は経営に困難をきたし、そこで働く労働者が貧困にあえぐような状況は許されるものではありません。

貧困と格差拡大が社会問題となる中で、コロナ後を見据え、デフレ脱却、本格的な景気回復のためには、個人消費の改善が不可欠です。個人消費の改善のためにも、非正規雇用労働者をはじめとする低賃金労働者の待遇改善が絶対に必要です。こうした中、多くの時給労働者をスタッフとして雇用している、御社を含むコンビニエンスストア本部の決断が非常に重要なものであると考えます。

そこで、下記の通り要請します。

#### 記

1. 全国すべての店舗において、募集賃金1500円以上とすること。
2. 前記1を実現するために、フランチャイズ加盟店のロイヤリティ、チャージ料を減額すること。
3. 上記について、2021年6月21日までに、文書回答をすること

以上